

2026 年 8 月 24 日

「顧客本位の業務運営およびスチュワードシップ責任に関する基本方針」の策定について

当社は、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」および「責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」の趣旨に基づき、別紙のとおり「顧客本位の業務運営およびスチュワードシップ責任に関する基本方針」を策定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は引き続き、お客様の大切な資産や事業を育て、守り、引き継ぐことで「地域の未来を創造」というパーパスのもと、持続可能な発展へと導く投資活動を通じて、地域社会に貢献してまいります。

以 上

【別紙】顧客本位の業務運営およびスチュワードシップ責任に関する基本方針

《本件に関するお問い合わせ》
九州みらいインベストメンツ 経営企画部
担当：井筒
電話 096-312-9139

顧客本位の業務運営および スチュワードシップ責任に関する基本方針

九州みらいインベストメンツ株式会社

1. 基本理念

九州みらいインベストメンツ株式会社（以下、「当社」という。）は、お客様の資産や事業を育て、守り、引き継ぐことで「地域の未来を創造」という存在意義（Purpose）を持ち、投資と資産形成を通じ「持続可能な地域社会の実現」に貢献し、クオリティ・パフォーマンスで世界に通用する九州発のアセットマネジメント会社になることを目指しています（Vision）。

この基本理念を実現するために、当社は顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を形式的な遵守事項と捉えず、当社の「投資助言」「議決権行使助言」「対話（エンゲージメント）」活動のすべての局面において具体的に実行すべき行動原則であると認識しています。この行動原則を忠実かつ誠実・公正に実行することが、助言を通じた投資先企業（以下、「投資先企業」という。）の持続的成長、地域社会の経済的発展および顧客利益の最大化に繋がると考えています。

当社は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」および『責任ある機関投資家』の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の趣旨に賛同し、投資助言業としての実態に即した形で本方針を策定し公表いたします。

2. 当社の業務上の立場と責任範囲

当社は、金融商品取引法に基づく投資助言業者であり、投資信託委託会社等（以下、「顧客」または「委託会社等」という。）との間で投資顧問契約を締結しています。当社の直接の義務の相手方は顧客ですが、当社の助言活動は最終的に顧客が運用する金融商品の受益者（以下、「受益者」という。）の利益にも影響を及ぼすことを認識し、受益者の長期的な利益保護を念頭に置いた業務運営を行います。

下記「当社が行わないこと」に係る最終的な判断・責任は顧客に帰属します。

当社が行うこと	当社が行わないこと
・投資判断に関する分析、意見の提供・助言 ・議決権行使に関する助言 ・投資先企業との対話の実施 ・顧客の意思決定の質を高めるための情報提供	・投資判断の最終決定 ・議決権行使の最終判断および実行 ・顧客の判断に対する拘束力のある指示 ・運用成果に対する成果責任の引受

この責任範囲は、当社が本方針を投資助言業としての実態に即した形で誠実に実行するための前提として設けるものです。

3. 顧客本位の業務運営の実践

(1) 顧客の最善の利益の追求

当社は、投資助言および議決権行使助言において、高い専門性と倫理観を保持し、常に顧客の最善の利益を最優先と考え行動します。この追求は、委託会社等を通じて最終的に受益者の利益保護に資するものと認識しています。

具体的には、以下の観点を基本とします。

- ・中長期的視点に基づく投資価値の評価

- ・経済合理性およびリスクとリターンのバランスの考慮
- ・投資先企業の持続的成長および地域社会への貢献可能性の評価
- ・短期的な業績変動ではなく構造的・本質的な企業価値の重視

(2) 利益相反の適切な管理

当社は株式会社肥後銀行の 100%出資により設立された子会社であることから、親会社・グループ会社と投資先企業との取引関係における利益相反が想定されます。また、複数の金融商品に助言を行っていることから、顧客の金融商品間での利益相反が想定されます。

これらの利益相反の可能性に対し、当社は別途定める「利益相反管理規程」に基づき、以下の対応を徹底します。

- ・親会社・グループ会社との情報遮断の徹底
- ・利益相反が生じ得る取引の識別・管理・モニタリング
- ・個々の顧客・受益者の利益を最優先とした助言の提供

(3) 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、顧客が合理的かつ適切な判断を行うために必要な情報を、投資助言業者として説明可能な範囲において、簡潔かつ分かりやすく提供します。提供する情報には以下が含まれます。

- ・投資判断に関する分析の根拠・重要な論点
- ・議決権行使助言の判断基準および主な判断理由
- ・当社が実施したエンゲージメントの概要（年次で開示）

(4) 手数料の透明性および適合性の確保

当社は、投資助言に係る手数料その他の報酬について、契約締結前に顧客に対して分かりやすく説明します。

また、顧客のニーズ・投資目的・リスク許容度等を適切に把握した上で、顧客の状況にふさわしい投資助言を提供します。

4. スチュワードシップ責任の実践

原則 1 スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定・公表

当社はインベストメント・チェーンにおいて金融商品取引法に基づき投資助言を行う会社という重要な役割を担っており、「責任ある機関投資家」の諸原則（2025 年 6 月 26 日改訂版を含む）に賛同し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定め実行することが、投資先企業の中長期的な成長と顧客および受益者の利益向上に資すると考えます。具体的には、中長期的な経営・財務戦略、資本市場とのコミュニケーション、議決権行使を含めたガバナンスなどを中心に建設的な対話を積極的に実施します。また九州にゆかりのある企業との対話に強みを持ち、当社が助言する金融商品での保有・非保有にこだわらず中長期的な関係の構築を図ります。

原則 2 利益相反についての明確な方針の策定・公表

当社は、親会社・グループ会社との情報遮断を徹底するほか、社内規程に基づく利益相反の管理・モニタリングを行い、顧客・受益者の利益を最優先とする体制を整備しています。詳細は「3. (2) 利益相反の適切な管理」に定めるとおりです。

原則 3 投資先企業の状況の的確な把握

当社は、投資先企業の中長期的な企業価値に影響を与える重要な事項について、重要性の原則（マテリアリティ）に基づき分析します。個別取材を中心としたボトムアップ・アプローチにより、コーポレートガバナンス、経営戦略、資本政策・財務状況、非財務面の状況、議決権行使議案などに係る重要論点を把握します。なお、全投資先を対象とした網羅的・定量的スコアリングや、ESG 全項目にわたる詳細評価は、投資助言葉の実態に照らして行いません。

原則 4 投資先企業との建設的な「目的を持った対話」

中長期的な企業価値向上を目的とした建設的な対話は、企業と経営課題に関する認識を共有する上で重要な手段と考えます。投資先企業が抱える問題点は各企業によって個性が強いことから、問題点にフォーカスした対話を通じて正確に状況を把握し改善を働きかけます。また当社は、地方に本社を置く企業の一部において、ガバナンス強化に抵抗感があり、IR 活動(投資家向け情報発信)も十分でない傾向があると認識しており、対話を通じた企業の行動変容の促進に取り組みます。なお、対話は企業との直接対話、委託会社等を通じた間接対話を含みますが、形式的な対話件数の目標設定や全投資先企業との対話義務は設けません。対話内容については、「みらい対話ノート」を通じた年次開示を行います。

原則 5 議決権の行使と行使結果の公表についての明確な方針

議決権行使の最終判断および実行は顧客が行いますが、当社は、企業価値・株主価値の中長期的向上、経営の透明性、説明責任、取締役会の独立性・実効性、資本効率および株主還元政策等を重視する議決権行使助言ガイドラインを定め、顧客への助言の質の向上を通じて顧客および受益者の利益の最大化に貢献します。助言の行使結果については、委託会社等による開示内容をモニタリングし当社の助言内容との整合性を確認します。

原則 6 スチュワードシップ活動の状況に関する定期的な報告

当社は、顧客に対し投資先企業との対話状況および議決権行使助言の内容について定期的に報告します。また、委託会社等の定期的な運用報告を通じて受益者に対しても情報提供に努めます。なお、対話の内容については年次レポート「企業との対話活動に関するご報告『みらい対話ノート』」を作成し、当社のウェブサイトに掲載します。

原則 7 投資先企業の持続的成長に資するための実力の備え

当社は、投資先企業との長期的な信頼関係を構築しつつ、高い知見と投資判断力に加え、誠実かつ効果的な対話力の向上に努めます。ファンドマネージャー自ら経営者等との対話を実施するとともに、後継者の育成・採用を通じて将来的にも対話を継続できる仕組みを構築し、組織全体の対話力向上に取り組みます。

原則 8 機関投資家向けサービス提供者としての取り組み

助言先である顧客が、機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たし、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するため、助言の質の向上および適時適切な情報とサービスの提供に継続的に努めます。

5. 運営体制および本方針の見直し

当社は、本方針を実効的に運用するため、投資助言葉としての業務の実態に即した合理的な体制整備を行います。本方針に基づく取組みについて、年 1 回程度の内部レビューを実施するとともに、業務環境の変化や法令・監督指針の改正等に応じて、本方針を適時に見直します。その結果は当社ウェブサイト等を通じて速やかに公表します。

6. 公表方法

本方針は、当社ウェブサイトを通じて公表します。また、金融商品取引業者として、関係法令に基づく開示義務を適切に遵守します。

以上

制定日 2026 年 7 月 16 日